

Q

夫と未成年の子どもがいる専業主婦です。数年前から夫が私や子どもに対して暴力をふるうようになり、子どもを連れて実家に避難しています。夫と離婚することを考えていますが、離婚の際に決めておくべきことや手続きを教えてください。

A

離婚の際に決めておくべきこととしては大きく分けると、

- ① 未成年の子の親権者を夫婦のどちらにするか。
- ② 子の養育費をいつまで、いくら支払うことにするか。
- ③ 子どもの面会交流をどうするか。
- ④ 慰謝料の支払や財産分与の有無及び金額。
- ⑤ 年金分割。

があります。離婚の手続きには、話し合いで離婚を決める(協議離婚)方法のほか、話し合いができない場合や条件面で合意に至らない場合に裁判所の手続(調停・裁判)を利用する方法があります。

協議離婚の場合には、子どもの親権者をどちらにするかは離婚届に記載しますが、それ以外の条件を決めずに離婚した場合、それが後々のトラブルに発展する場合があります。そのため、協議離婚であっても左記の点については相手方と合意をしておき、可能であれば公正証書を作成しておくことが望ましいでしょう。

また、裁判所の手続きを利用する場合に限りませんが「自分の主張が認められる可能性はあるのかどうか」については予め専門家である弁護士にご相談されることが望ましいといえます。ご質問の事案のように相手方と直接の対応が困難な場合や裁判所の手続を利用する場合には、弁護士に依頼して対応を委ねることで、ご自身の負担を減らすこともできます。

なお、別居中の生活費については「婚姻費用」として収入のある配偶者に請求することも可能です。離婚を考えている、別居しているが生活費が払われない、と言う場合には弁護士にご相談いただければと思います。

弁護士

法律問題で困ったときは、どんな些細なことでもお気軽にご相談下さい。

「地域に根ざし、市民の皆様のお役に立てる事務所」として、交通事故、離婚、相続、労働問題等の日常における法的問題を主に取り扱っています。お困りごとがあれば、お気軽にご相談下さい。

半田法律事務所

(佐賀県弁護士会所属)

佐賀市中央本町1番10号
ニュー寺元ビル4階

AM9:00~PM5:30
休/土・日・祝・年末年始
<http://handa-law.jp/>

☎0952-97-9292



弁護士 半田 望